

## 令和7年議案第68号

### 学校給食費の改定について

江南市立学校給食センターの管理及び運営に関する規則（昭和55年3月27日教育委員会規則第5号）第5条に掲げる給食費について、下記のとおり教育委員会の議決を求める。

#### 記

##### 1. 給食費の額

	改 定 前	改 定 後
小学校1食	320円	350円
中学校1食	350円	380円

##### 2. 改定の時期

令和8年4月1日

令和7年11月5日提出

江南市教育委員会

教育長 高田 和明

#### 提案理由

この案を提出するのは、給食物資の値上り等により、給食費の改定をする必要があるからであります。

(参考)

江南市立学校給食センターの管理及び運営に関する規則（抜粋）

(給食費の額)

第5条 納入料金の額は、教育委員会が別に定める。

令和7年議案第69号

江南市立小中学校医療的ケア支援事業実施要綱の制定について

江南市立小中学校医療的ケア支援事業実施要綱を別紙のとおり定めるものとする。

令和7年11月5日提出

江南市教育委員会

教育長 高田 和明

提案理由

この案を提出するのは、令和8年度に江南市立の小学校へ入学予定の児童は医療的ケアが必要であり、安全な学校生活を送るためには、医療的なケアのできる体制を整える必要があるからであります。

## 江南市立小中学校医療的ケア支援事業実施要綱（案）

### （目的）

第1条 この要綱は、江南市立小中学校（以下「学校」という。）において、医療的ケアを必要とする児童生徒（以下「当該児童生徒」という。）に対し、看護師による医療的ケアの実施に関する必要な事項を定め、当該児童生徒の就学の機会及び学校生活における安全を確保することを目的とする。

### （医療的ケアの定義）

第2条 学校において実施する医療的ケアとは、次に掲げるものをいう。

- (1) 咳痰吸引
- (2) 経管栄養
- (3) 導尿
- (4) 前3号に掲げるもののほか、看護師が学校において当該児童生徒に医療行為を行うことに支障がないと当該児童生徒の主治医（以下「主治医」という。）が認めた医療行為

### （対象者）

第3条 この事業の対象は、学校に通学している日常的に医療的ケアを必要とする児童生徒で、学校に通学している又は通学を予定している児童生徒等（以下「児童生徒等」という。）の保護者から医療的ケアの実施の申請があり、江南市教育委員会（以下「教育委員会」という。）が実施を決定した者とする。

### （医療的ケア実施申請及び決定）

第4条 医療的ケアの実施を希望する児童生徒等の保護者（以下「保護者」という。）は、学校における医療的ケア実施申請書（様式第1）及び学校における医療的ケアに関する主治医指示書（様式第2）を児童生徒等が通学する又は通学を予定している学校の校長（以下「校長」という。）を通じて教育委員会に提出するものとする。

- 2 教育委員会は、前項の書類が提出されたときは、医療的ケアの実施の可否を審査し、適当であると認めたときは、学校における医療的ケア実施決定通知書（様式第3）により、保護者へ通知するものとする。
- 3 前項の規定による医療的ケアの実施を決定する旨の通知を受けた保護者は、次に掲げる事項について承諾の上、同意書（様式第4）を校長に提出しなければならない。
  - (1) 医療機関に対する診療報酬等（主治医指示書、看護師等に対する主治医の指導

等に係る費用及び文書料等) 及び医療的ケアの実施に必要な器具、消耗品に係る費用を負担すること。

- (2) 医療的ケアに必要な器具等を清潔な状態に保ち、学校へ持つて行くこと。
- (3) 毎登校時、当該児童生徒の健康状態を連絡票で学校に知らせること。
- (4) 当該児童生徒の状態により、医療的ケアの内容に変更があるときは、連絡票に記入し、学校及び看護師に知らせること。
- (5) 医療的ケアに係る必要書類の提出、主治医による学校における医療的ケアの実施に関する個別研修（以下「個別研修」という。）への立会い及び看護師が実施する医療的ケアへの一定期間の立会い等に関し、合意の上、協力すること。
- (6) やむを得ない事情により看護師が不在になるときは、学校の求めに応じて必要な協力をすること。
- (7) 医療的ケア実施当日の緊急連絡先を学校に知らせること。
- (8) 学校で看護師による医療的ケアを受けた後、次の医療的ケアの実施までに当該児童生徒に異状を認めた場合は、速やかに主治医の診察を受けるとともに学校へ知らせること。

(看護師の配置)

第5条 教育委員会は、医療的ケアの実施を決定したときは、医療的ケア実施に係る看護師配置要綱（令和8年3月1日施行）に基づいて、当該児童生徒が通学する学校に看護師を配置するとともに、看護師配置決定通知書（様式第5）により校長へ通知する。

(学校における医療的ケア実施体制)

第6条 看護師は、対象学校等への配置が決まったときは、教育委員会、当該学校の教職員及び保護者の立会いの下で、主治医の研修を1回以上受けなければならない。主治医又は医療的ケアの内容に変更があったときも、同様とする。

- 2 主治医の判断により、前項の研修を受けることが困難なときは、前項の規定にかかわらず、当該研修を受けることを要しない。
- 3 看護師は、主治医の指示書及び指導に基づき、学校における医療的ケア実施に関する個別マニュアル（様式第6）（以下「個別マニュアル」という。）を作成する。
- 4 看護師は、主治医指示書等に基づき、医療的ケアを実施するものとする。
- 5 看護師は、医療的ケアの実施前又は実施中に当該児童生徒の健康状態等に異状が認められた場合は、医療的ケアを中止した上で、保護者に連絡し、指示を受けるものとする。

(教育委員会への報告)

第7条 校長は、医療的ケアの実施前に、学校における医療的ケア実施計画書（様式第7）を教育委員会に提出しなければならない。

2 校長は、各学期終了後、速やかに当該学期の医療的ケアの実施状況について、学校における医療的ケア実施報告書（様式第8）により教育委員会へ報告しなければならない。

(雑則)

第8条 この要綱に定めるもののほか、医療的ケアの実施に係る必要な事項については、教育委員会が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和8年3月1日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱に基づく実施のための手続は、この要綱の施行前においても行うことができる。

令和7年議案第70号

医療的ケア実施に係る看護師の配置等に関する要綱の制定について

医療的ケア実施に係る看護師の配置等に関する要綱を別紙のとおり定めるものとする。

令和7年11月5日提出

江南市教育委員会

教育長 高田 和明

提案理由

この案を提出するのは、令和8年度に江南市立の小学校へ入学予定の児童は医療的ケアが必要であり、医療的なケアのできる看護師を常時配置しておく必要があるからであります。

## 医療的ケア実施に係る看護師の配置等に関する要綱（案）

### （目的）

第1条 この要綱は、江南市立小中学校医療的ケア支援事業実施要綱（令和7年 月 日施行）第5条の看護師の配置及びその取扱いについて必要な事項を定めることを目的とする。

### （配置）

第2条 江南市教育委員会（以下「教育委員会」という。）が江南市立小中学校医療的ケア支援事業実施要綱に基づき、医療的ケアの実施を決定した場合、医療的ケアを必要とする児童生徒（以下「当該児童生徒」という。）に対し、看護師の配置を行うことができるものとする。

### （配置基準）

第3条 看護師は、保健師助産師看護師法（昭和23年法律第203号）に基づく看護師の免許又は准看護師の免許を有する者を配置する。

### （職務）

第4条 看護師の職務は、以下のとおりとする。

- (1) 学校における医療的ケア実施に関する個別マニュアルの作成
- (2) 学校における医療的ケア及び介助の実施
- (3) 校外学習や宿泊行事等、校外での活動における介助の実施
- (4) 当該児童生徒に必要な医療的ケアに関する打合せ及び研修の受講
- (5) その他当該児童生徒が通学する学校の校長（以下「校長」という。）が命じたこと

### （勤務日等）

第5条 看護師の勤務日及び勤務時間は、教育委員会が別に定める。

2 看護師の勤務日及び勤務時間の変更は、看護師の配置を受けた校長が事前に教育委員会と協議して決める。

### （勤務内容の変更）

第6条 校長は、看護師の勤務内容等に変更があるときは、速やかに教育委員会に報告し、その指示を受けなければならない。

### （その他）

第7条 この要綱に定めるものの他必要な事項は、教育委員会が別に定める。

## 附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和8年3月1日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱に基づく看護師配置のための手続は、この要綱の施行前においても行うことができる。

令和7年議案第71号

「ハンドボールの体験会」の後援名義使用について

別紙の者より江南市教育委員会後援名義使用承認申込書の提出がありましたので、江南市教育委員会の後援名義使用に関する要綱第3条第1項の規定に基づき江南市教育委員会の承認を求める。

令和7年1月5日提出

江南市教育委員会

教育長 高田 和明

提案理由

この案を提出するのは、江南市教育委員会の後援名義使用承認申込書を受理したからであります。

令和7年議案第72号

江南市いじめ問題専門委員会委員の委嘱について

別紙の者を江南市いじめ問題専門委員会の委員に委嘱したいから、江南市いじめ問題専門委員会及び江南市いじめ問題調査委員会条例(令和7年3月27日施行)第4条2項の規定に基づき、教育委員会の同意を求める。

令和7年11月5日提出

江南市教育委員会

教育長 高田 和明

提案理由

この案を提出するのは、江南市いじめ問題専門委員会設置に伴い、江南市いじめ問題専門委員会の委員を委嘱する必要があるからであります。

(参考)

江南市いじめ問題専門員会及び江南市いじめ問題調査委員会条例（抜粋）

(所掌事務)

第3条 専門委員会は、教育委員会の諮問に応じ、次に掲げる事項について調査審議し、その結果を教育委員会に答申する。

- (1) いじめ防止等のための対策に関すること。
- (2) 法第28条第1項に規定する重大事態に係る事実関係を明確にするための調査に関するここと。

(組織)

第4条 専門委員会は、委員5人以内で組織する。

2 委員は、必要的都度、教育、法律、医療、心理、福祉等に関して専門的な知識又は経験を有する者のうちから、教育委員会が委嘱する。

(任期)

第5条 専門委員会の委員の任期は、第3条の事務が終了したときまでとする。